

障害者手帳などをお持ちの人へ 軽自動車税の減免

障害者手帳などの交付を受けた人や、障がい者用に改造された軽自動車を所有している人は、申請をすると軽自動車税が減免されます。対象者は、期限内に窓口で申請をしてください。

対象者

次のいずれかに当てはまる人

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人（障がいの程度によっては対象外になる場合があります。）
- ・障がいの程度がAまたは重度の療育手帳の交付を受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ・車いすの昇降装置など、障がい者用に改造された軽自動車を所有する人



令和7年度から軽自動車の所有者要件を緩和しました

	変更前（令和6年度まで）	変更後（令和7年度から）
減免対象の軽自動車の所有者（※）	年齢18歳未満の身体障がい者等と生計を一にする人	心身に障がい等のある人と生計を一にする人

令和7年度から、障がい等がある人の年齢を問わず、生計同一者（家族等）が所有する場合は減免対象となります（専ら障がい者等の移動のために使用する場合に限り）。

※所有者は車検証に記載されている「所有者の氏名又は名称」欄をご確認ください。

申請に必要なもの

- ①運転免許証 ②車検証 ③認印※自署の場合は不要 ④障害者手帳

申請期限

5月26日⑤

申請窓口

住民課、分庁総合窓口課

問い合わせ先

住民課 税務室 ☎ 0859-68-3114

消費生活に関する相談を受け付けています

伯耆町では、架空請求や契約トラブル、多重債務など、消費生活に関する相談をお受けし、問題解決のための助言、あっせんを行っています。

また、高齢者が気軽に相談できるよう、伯耆地域包括支援センターと連携して相談にあたっています。相談は無料です。

消費生活に関する様々な情報については、国民生活センターのホームページをご覧ください。



◀独立行政法人 国民生活センター
<https://www.kokusen.go.jp/>



問い合わせ先

住民課 ☎ 0859-68-3115

伯耆地域包括支援センター ☎ 0859-68-4632